

第6回北斗市農業委員会総会議事録

令和7年8月28日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和7年8月28日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 17名) (欠席 1名)	1 番	佐々木 勝 利	出 席	1 0 番	畠 中 学	出 席
	2 番	高 田 美 穂	出 席	1 1 番	加 藤 隆	出 席
	3 番	佐々木 敬 子	出 席	1 2 番	山 本 正 人	出 席
	4 番	落 合 修	出 席	1 3 番	齊 藤 哲 也	出 席
	5 番	白 石 奈津美	出 席	1 4 番	高 橋 陽 一	出 席
	6 番	谷 口 美由紀	出 席	1 5 番	井 坂 あずみ	欠 席
	7 番	岡 田 浩 幸	出 席	1 6 番	中 川 明	出 席
	8 番	岡 村 栄 士	出 席	1 7 番	畠 山 恵 子	出 席
	9 番	安 田 秀 幸	出 席	1 8 番	澤 田 亨	出 席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 野 田 広 樹 係 長 大 森 千 里 主 事 東 條 新					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 土地の現況証明書（専決事項）の交付について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>議案第1号 北斗市農村地域への産業の導入に関する実施計画書に関する意見の聴取について</p> <p>議案第2号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について</p> <p>議案第5号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について</p> <p>議案第6号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第7号 土地の現況証明調査委員の指名について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

第6回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和7年8月28日 午後1時30分

- | | | |
|-------|--------------------------------------|---------|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第2 | 会期の決定について | |
| 日程第3 | 土地の現況証明書（専決事項）の交付について | (報告第1号) |
| 日程第4 | 農地法第3条の規定による届出について | (報告第2号) |
| 日程第5 | 北斗市農村地域への産業の導入に関する実施計画書に関する意見の聴取について | (議案第1号) |
| 日程第6 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第2号) |
| 日程第7 | 農地法第3条の規定による許可申請について | (議案第3号) |
| 日程第8 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について | (議案第4号) |
| 日程第9 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について | (議案第5号) |
| 日程第10 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第6号) |
| 日程第11 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第7号) |

第6回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和7年8月28日

番号	番号 報告・議案	件名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第1号	土地の現況証明書（専決事項）の交付について	会長	報告済	1件
2	報告第2号	農地法第3条の規定による届出について	会長	報告済	11件
3	議案第1号	北斗市農村地域への産業の導入に関する実施計画書に関する意見の聴取について	会長	決定	1件
4	議案第2号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	9件
5	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	会長	決定	3件
6	議案第4号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について	会長	決定	12件
7	議案第5号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について	会長	決定	4件
8	議案第6号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	1件
10	議案第7号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

第6回北斗市農業委員会総会

(午後 1時30分 開会)

<p>(開会宣言) 澤田会長</p>	<p>総会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。 先日の作況調査及び研修会に出席いただきありがとうございました。先程聞いていたら、稲の方は採種の方はもう稲刈りをスタートしなければならないみたいで、そこから考えると一般の稲刈りも9月に入って来ると始まると思います。コンバイン等の機械を使う事になるので、くれぐれもケガの無いように良い収穫を迎えていただきたいと思います。 本日の総会は、報告2件、議案7件の合計9件であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>本日の委員の動向をお知らせいたします。 井坂 あずみ 委員より欠席の申出がありました。 本日は、17名の委員が出席しております。 北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については澤田会長が進行いたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号9番 安田 秀幸 委員、議席番号10番 畠中 学 委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>

<p>日程第3 議長</p>	<p>日程第3 報告第1号「土地の現況証明書（専決事項）の交付について」を議題といたします。</p>
	<p>番号1を上程いたします。</p>
	<p>事務局に朗読させます。</p>
	<p>（事務局：朗読）</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。</p>
	<p>本件につきましては、北斗市農業振興センターより西側の市街化区域内の土地でございますが、地目変更をするため、このたび、現況証明願いが出されたものでございます。</p>
	<p>願い出のあったこの土地は、令和6年4月23日付 北農委第52号で農地法第5条の許可（駐車場）として許可されており、現在も駐車場として使用されています。</p>
	<p>これらの願い出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。</p>
	<p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
	<p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第4 議長</p>	<p>日程第4 報告第2号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。</p>
	<p>番号1から番号10までを一括上程いたします。</p>
	<p>事務局に朗読させます。</p>
<p>議長 事務局長</p>	<p>（事務局：朗読）</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出る事となっております。</p> <p>番号1につきましては、島川小学校より東側及び一本木神社より</p>

<p>事務局長</p>	<p>南側の農地でございます。番号2につきましては、富川八幡宮より北側の農地でございます。番号3につきましては、函館育ちライスターミナルより南西側の農地でございます。番号4につきましては、水無会館より北西側及び北東側の農地でございます。番号5につきましては、文月地蔵堂より北東側の農地でございます。番号6につきましては、萩野・函館日野自動車株式会社より西側・北側及び北東側の農地でございます。番号7につきましては、老人ホームいなほより南西側の農地でございます。番号8につきましては、茂辺地・矢不來天満宮より東側の農地でございます。番号9につきましては、北斗市総合体育館より南側の市街化農地でございます。番号10につきましては、水田発祥の地碑より北西側の農地でございます。なお、番号5・番号8及び番号9につきましては、この後の議案第2号（土地の現況証明書の交付）においてご審議いただく予定となっております。</p> <p>これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
	<p>(加藤 隆 委員：挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>11番 加藤 隆 委員</p>
<p>加藤 隆 委員</p>	<p>番号5の案件ですが、権利取得事由の遺贈について教えてください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。</p>
	<p>通常、所有者が亡くなられた場合は、相続を行なう事が一般的ですが、遺贈の場合は、遺言書により特定の方へ財産を譲るという形で行い、遺言書により登記を行ったものです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございませんか。なければ、本件は報告済みといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の番号11の案件につきましては、7番 岡田 浩幸 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p>
	<p>(岡田 浩幸 委員：退席)</p>

議 長	<p>それでは、番号 1 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号 1 1 につきましては、老人ホーム敬楽荘より北西側の農地及び新函館北斗駅より北東側・東側、北斗市第 2 学校給食センターより東側の農地でございます。</p> <p>この届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p> <p>(岡田 浩幸 委員：復席)</p>
日程第 5	
議 長	<p>日程第 5 議案第 1 号「北斗市農村地域への産業の導入に関する実施計画書に関する意見の聴取について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>ご説明いたします。</p> <p>本件につきましては、先月の全員協議会で概要をご説明させていただきましたが、農林課より実施計画書(案)について、意見を求められておりますので、実施計画書について説明をさせていただきます。</p> <p>まず、本市における 1 戸あたりの農家経営面積は約 9 ヘクタールで北海道平均約 2 8 . 5 ヘクタールの 3 分の 1 程度であることか</p>

事務局長

ら、限られた面積で収益を上げるべく施設園芸を活用した複合経営を促進してきました。

しかし、小規模農業者は、生計を維持していくためには、農業以外の収入を得ていかなければならないため、地元に着し就業の場を確保し、雇用環境を整備する必要があると考え、旧上磯町・旧大野町時代に3つの計画を策定し萩野工業団地・清水川工業団地・追分3丁目農工団地の農工団地を造成してきた経緯がございます。

この度、『北斗市農村地域への産業の導入に関する実施計画書』に『追分インターチェンジ産業団地』を追加するにあたり、本市農業における担い手の減少や高齢化の進展が問題となっていること。規模拡大を計画的に行っている農業者は、作業を機械化するなどで効率化を図り、農地の集積・集約を進めている。一方で小規模農家や兼業農家は、離農に向けて規模縮小をしている状況である。

今後は、1経営体当たりの耕作面積がより広くなっていくものと考えられる。

人口減少が進む中、農業を継続できるように閑散期の農家や農業従事者が市外に流出せず地域で就業が可能となるように雇用の場の拡大が必要と考えております。

しかし、市が進めようとする施策において、認定農業者等の農地集積を妨げることは避けなければなりません。そのため、交通の利便性を最大限に利用できるエリアとして検討を進めてまいりました。

平成3年度に造成を行なった、追分3丁目地区に隣接する追分4丁目及び5丁目を検討したものの、認定農業者の住宅及び営農の中心地があること、計画している面積が確保できない等の点から国道を挟んだ追分6丁目地内が適地と考え検討しました。

追分6丁目地内の農用地については、必要とする面積が確保できること、営農を中心としている農業者が少なく、このエリア以北において農地の集積が進んでいることなどから、農業分野への影響が少ないことから、この地区を計画地として決定したところです。

追分6丁目地内に新たに造成するにあたり、『北斗市農村地域への産業の導入に関する実施計画書』に、追分6丁目地区を追加し、追分インターチェンジ周辺の良い交通環境を活用した物流拠点の造成を図ることで、農村地域への産業の導入を促進し、農業従事者が導入される産業に就業するための措置を講ずるとともに、農業と産業の均衡のある発展と雇用構造の高度化に資することを目的に策定しております。

『追分インターチェンジ産業団地』の計画されております追分6丁目地内は、市街化調整区域及び農用地区域であることから、この計画書の承認を受ける事により、農地転用申請や都市計画法上の開発行為許可申請の根拠となる計画となります。

追加される追分6丁目の区域は、面積は、150,464㎡(約15ha)となり、参入予定業者数は運送業や小売業をはじめとす

<p>事務局長</p>	<p>る・19業種・11社を計画しております。 今後の予定としては、農地転用申請は、来月の総会に上程を予定しており、翌月の北海道農業会議の諮問を受け、11月に北海道へ進達を行なった上で北海道知事が許可をする流れとなります。 順調に手続きが進んだ場合、年内の工事着工を予定しております。 説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第6 議 長</p>	<p>日程第6 議案第2号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号1から番号9までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、加藤 隆 委員より報告をお願いいたします。</p>
<p>加藤 隆 委員</p>	<p>(加藤 隆 委員：報告)</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第7 議 長</p>	<p>日程第7 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1から番号3までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>

<p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>日程第 8 議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>番号 1 に関しましては、一本木神社より北東側の農地でございます。所有者が高齢のために耕作が困難となり実弟に売買を行なうものでございます。番号 2 に関しましては、ふじの学園より南西側の農地でございます。従前から使用貸借を行なっていた農地でございますが、この度、相続人代表が決まった事により、改めて使用貸借を行うものでございます。番号 3 に関しましては、清川・戸切地陣屋跡より西側の農地でございます。先月の全員協議会でご説明いたしました、解約条件付き法人が果樹栽培のため、賃貸借を行なうものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p> <p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第 8 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 6 までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>番号 1 につきましては、北電ネットワーク株式会社・清水川変電所より北東側及び東側の農地でございます。労働力不足のため、令和 6 年 1 月より使用貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、売買するものでございます。番号 2 につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地でございます。高齢のため、近隣で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、売買するものでございます。番号 3 につきましては、南大野会館より東側の農地でございます。労働力不足のため、令和 7 年 1 月より賃貸借を行なっている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、売買するも</p>
--	--

<p>事務局長</p>	<p>のでございます。なお、こちらの案件に関しましては、南大野北部地区ほ場整備事業に伴うものでございます。番号4につきましては、メイホク食品株式会社より東側、清水川工業団地・第一自動車工業株式会社より南西側の農地でございます。労働力不足のため、令和7年1月より賃貸借を行なっている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、売買するものでございます。番号5につきましては、北斗市第2学校給食センターより北西側及び老人ホームいなほより南西側の農地でございます。高齢のため、令和4年3月より賃貸借を行なっている経営規模拡大を図ろうとする方へ、売買するものでございます。番号6につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より南側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、売買するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第9 議 長</p>	<p>日程第9 議案第5号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号2までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、ふじの学園より南西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、賃貸借を行なうものでございます。番号2につきましては、市渡・大原牧場より北西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、賃貸借を行なうものでございます。</p> <p>なお、備考欄に新規と記載しておりますが、従前からの継続案件でございます。</p>

事務局長	説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第10	
議 長	<p>日程第10 議案第6号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。</p> <p>番号1につきましては、議席番号10番 畠中 学 委員、議席番号12番 山本 正人 委員を指名することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>あっせん委員に指名された方は、よろしく願いいたします。</p>
日程第11	
議 長	<p>日程第11 議案第7号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。</p> <p>議席番号3番 佐々木 敬子 委員、議席番号6番 谷口 美由紀 委員、議席番号13番 齊藤 哲也 委員の、以上3名を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議 長

御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。
調査委員に指名された方は、よろしく願いいたします。

議 長

以上で、本日の全日程を終了いたしました。
これもちまして、第6回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。
御苦労様でございました。

(午後2時30分 閉会)

会 長 澤 田 亨

署名委員 安 田 秀 幸

署名委員 畠 中 学